

令和5年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年9月12日  
湯沢市農業委員会

## 第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年9月12日（火）午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前 9 時35分

閉会 午前10時11分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席

（午前9時35分）

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班長 高山 善樹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・農地法に基づく届出等の報告
  - (1) 賃貸借契約合意解約
  - (2) 使用貸借契約合意解約
  - (3) 公共事業等に伴う転用の届出
  - (4) 申請許可状況

3 議 案

議案第33号 職員の任免について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 非農地証明願いについて

	議　　事
議　　長	<p>開会宣言 午前9時35分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しております、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議　　長	<p>それでは、5番 水戸 義昭 委員、6番 姉崎 与志弘 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議　　長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
	(大野事務局長、挙手)
議　　長	大野事務局長。
	(会務報告、朗読説明)
議　　長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議　　長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。</p> <p>1 貸借契約合意解約通知は1件で、面積は5,573m<sup>2</sup>であります。解約事由は、第三者へ所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は192m<sup>2</sup>であります。解約事由は、第三者へ所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に、3 公共事業等に伴う転用の届出は1件で、届出土地は湯沢市[REDACTED]、地目は田、面積は102.12m<sup>2</sup>であります。届出の事由は、携帯電話サービス拡充に伴い基地局を新設するためとなっております。</p> <p>次に、4 申請許可状況であります、先月の転用案件は3件で、5条所有権移転申請番号第5号、第7号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、8月28日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号第6号は、8月14日付けで許可しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第33号「職員の任免について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	(大野事務局長、挙手) 大野事務局長。
大野局長	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第33号「職員の任免について」農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、次の者についての任免を要する。令和5年9月12日提出。</p> <p>令和5年8月30日付けで、再任用職員 高橋 俊博 主査 が退職いたしました。以上でございます。</p>
議長	議案第33号「職員の任免について」質疑を行います。 何かご質問ございませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、議案第33号「職員の任免について」採決を求める。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手、異議ないものと認め、議案第33号「職員の任免について」、任免することといたします。 次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年9月12日提出。 議案書5ページから6ページをご覧ください。所有権移転が7件、面積は9,151m <sup>2</sup> であります。申請事由は、申請番号第25号はその他(法人清算のため)、26号、30号は小作地開放、27号は相手方の要望、28号、31号は経営縮小、29号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
4番	申請番号第25号の譲渡人は、どのような会社か。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	申請番号第25号につきましては、議案第37号「非農地証明願いについて」申請番号第4号等と関連しており、同じ会社が申請者となっております。議案付属資料37ページの非農地証明願いの写しの中ほど、2当該地が非農地となった時期及び事由等に経緯等が分かる内容が記載されておりますのでご覧ください。譲渡人となっている会社につきましては、現代表者の祖父が戦前に耕地や山林の経営等を事業目的に設立した会社でしたが、祖父が死亡した後は休業状態となり、諸事情により解散手続きがこれまで出来ずにいましたが、この度、会社の解散決議をし、清算手続きに入ったことから、会社名義の農地等の財産を、現代表者である申請者の個人の名義に

	移し会社の財産を清算するため、3条許可申請等があったものです。説明は以上でございます。
議長	ただいまの説明でよろしいですか。
4番	はい。
議長	他に質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第34号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第35号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第35号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年9月12日提出。 議案書8ページをご覧ください。経営強化基盤促進法所有権移転は2件で、面積は872m <sup>2</sup> であります。申請事由は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
11番	整理番号第3号の売買価格が畠としては高額であるが、理由を教えてほしい。

5 番	私の担当区域の農地なので説明します。申請土地は全部ではないがサクランボ畑となっており、樹を含んだ価格となっている。
10 番	この地区のサクランボ畑の売買価格の相場はどのくらいか。
5 番	樹とハウスを含んだ相場は10 a当たり [ ] 円ほどだと思う。
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第35号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長
高山班長	議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年9月12日提出。
高山班長	初めに、5条 使用貸借権設定 申請番号第2号について説明させていただきます。議案書10ページ、議案付属資料は8ページから15ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市 [ ] 、地目は [ ] 、面積は [ ] m <sup>2</sup> であります。 申請内容は、現在夫婦と子でアパート住まいであることから、父名義の土地を借受けて一般住宅を建築するための転用であります。 申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から [ ] km、市立稲川小学校から [ ] kmに位置し、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は畑に隣接しております。

農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。

事業計画は、住宅 [ ] m<sup>2</sup>と通路・雪寄せ場 [ ] m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費は、整地経費 [ ] 円、建物建設経費・設計費 [ ] 円、測量・登記経費 [ ] 円、計 [ ] 円あります。資金計画は借入資金となっており、借入は金融機関の事前審査結果の書類で確認しております。

被害防除計画は南側・西側に緩衝地を設け周辺に影響が無いよう配慮するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、第2種農地であるが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないと判断しました。

高山班長

次に、5条 使用貸借権設定 申請番号第3号について説明させていただきます。議案書10ページ、議案付属資料は16ページから26ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 [ ] 、地目は [ ] 、面積は [ ] m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、現在両親と同居しているが、住居が手狭であることから将来的なことを考え、父名義の土地を借受けて一般住宅を新築するための転用であります。

申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から [ ] km、市立稲川中学校から [ ] kmに位置し、東側は宅地、西側は宅地、南側は水路、北側は畠に隣接しております。

農地区分は、接する道路に水道管、下水道管が埋設されており、500メートル以内に2つの教育施設等があることから第3種農地と判断いたしました。

事業計画は、高さ0.6m、土量108m<sup>3</sup>の造成工事を行い、住宅 [ ] m<sup>2</sup>と通路その他 [ ] m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費は、造成・整地経費 [ ] 円、施設・建物建築費 [ ] 円、設計費 [ ] 円、測量・登記経費 [ ] 円、運搬費等諸経費 [ ] 円、計 [ ] 円であります。資金計画は借入資金となっており、借入は金融機関の事前審査結果の書類で確認しております。

被害防除計画は南側にL型擁壁を、北側に緩衝地を設け対応するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

高山班長	<p>次に、5条 賃貸借権設定 申請番号第2号について説明させていただきます。</p> <p>議案書11ページ、議案付属資料27ページから36ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は [REDACTED]、面積は [REDACTED] m<sup>2</sup>であります。</p> <p>申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利の原石を採取するための一時転用であります。申請地は、湯沢市役所から [REDACTED] km、市立山田中学校から [REDACTED] km に位置し、東側は水路、西側は水路、南側は田、北側は田に隣接しております、農地区分は農用地区域内農地であります。なお、申請地の一部について農地中間管理事業を利用しておりますが、秋田県農業公社から一時転用の同意を得ております。</p> <p>事業計画は、深さ 6 m、[REDACTED] m<sup>2</sup>を掘削し、陸砂利 [REDACTED] m<sup>3</sup>を採取するものです。事業費は、用地借上経費 [REDACTED] 円、造成・整地費 [REDACTED] 円、施設・建物建設経費 [REDACTED] 円、測量・登記経費 [REDACTED] 円、その他搬入経費 [REDACTED] 円、合計 [REDACTED] 円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。</p> <p>被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水をすることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。</p> <p>この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであり、また、参考として、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け指令湯農委一 [REDACTED] で許可している [REDACTED] 地内での陸砂利採取のための一時転用についても、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでいることを確認しております。</p> <p>許可判断として、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 佐々木 昇 委員から報告願います。</p>
議長	<p>(2番 佐々木 昇 委員、挙手) 2番 佐々木 昇 委員。</p>
2番	<p>議案第36号の現地確認について報告いたします。 8月28日、1番 福嶋 富子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、</p>

	事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合せた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。
議長	説明及び報告が終わりました。議案第36号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、議案第36号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第36号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
	次に、議案第37号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長
高山班長	議案第37号「非農地証明願いについて」、農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和5年9月12日提出。
	議案13ページ、議案付属資料は37ページから46ページをご覧ください。
	申請番号第4号につきまして、申請地は、湯沢市[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、湯沢市[REDACTED]、地目は畠、面積は[REDACTED]m <sup>2</sup> で、雄勝中央病院の[REDACTED]kmに位置しており、土地の状況は、昭和60年以前から30年以上耕作されておらず、[REDACTED]と[REDACTED]については原野の状態、[REDACTED]については公衆用道路、[REDACTED]については、作業小屋として使用していたと思われる建物が昭和60年以前から建っており、30年以上宅地の状態となっております。
	次に、申請番号第5号につきまして、申請地は、湯沢市[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、地目は畠1筆と田が5筆、面積は畠が[REDACTED]m <sup>2</sup> 、田が[REDACTED]m <sup>2</sup> で、雄勝中央病院の[REDACTED]kmに位置しており、土地の状況は、昭和60年以前から30年以上耕作されておらず、[REDACTED]

	<p>については公衆用道路、これ以外の5筆については原野の状態となっております。</p> <p>次に、申請番号第6号につきまして、申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は畠、面積は [REDACTED] m<sup>2</sup>で、板戸ダムの [REDACTED] kmに位置しており、土地の状況は、平成10年以前から20年以上耕作されておらず原野の状態となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 佐々木 昇 委員から報告願います。</p>
議長	<p>(2番 佐々木 昇 委員、挙手)</p>
2番	<p>2番 佐々木 昇 委員。</p>
2番	<p>議案第37号の現地確認について報告いたします。</p> <p>8月28日、1番 福嶋 富子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請番号第4号の申請地については1筆が宅地、1筆が道路、2筆が原野の状態、申請番号第5号の申請地については1筆が道路、5筆が原野の状態、第6号の申請地については全筆が原野の状態となっており、農地としての利用は不可能な状態であると判断しました。報告は以上です。</p>
議長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第37号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、議案第37号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第37号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p>
	<p>(午前10時11分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年9月12日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 5番 水戸義昭 

署名委員 6番 姉崎与志久 